

## 雨水対策等に関する検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 安全で快適に暮らすまちづくりに向け、雨水対策等に関して建設緑政局、上下水道局、総務企画局及び区役所間の情報交換を行い、今後の雨水対策に資することを目的に雨水対策等に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 雨水整備に関すること
- (2) 浸水対策に関すること
- (3) その他必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討会議は、議長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議の開催)

第4条 検討会議は、議長が必要と認めるときに議長が召集する。

### (連絡会の設置)

第5条 検討会議の業務を補佐し円滑な運用を図るため、雨水対策等に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は座長、副座長及び委員をもって組織し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 連絡会は原則として、1年に1回開催するものとする。そのほか、座長が必要と認めるときに、座長が召集する。
- 4 前項に規定するもののほか、連絡会に関し必要な事項は、座長が定める。

### (関係職員の出席)

第6条 検討会議及び連絡会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、建設緑政局総務部企画課及び上下水道局下水道部下水道計画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し、必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年8月6日から施行する。

(施行期日)

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年8月3日から施行する。

別表第1 雨水対策等に関する検討会議（第3条関係）

役 職	所 属
議 長	建設緑政局長
委 員	上下水道事業管理者
	総務企画局危機管理監
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長

別表第2 雨水対策等に関する連絡会（第5条関係）

役 職	所 属
座 長	建設緑政局道路河川整備部長
副座長	上下水道局下水道部長
委 員	総務企画局危機管理室担当課長（企画調整）
	総務企画局危機管理室担当課長（初動対策）
	建設緑政局総務部企画課長
	建設緑政局道路河川整備部道路整備課長
	建設緑政局道路河川整備部道路施設課長
	建設緑政局道路河川整備部河川課長
	川崎区役所道路公園センター整備課長
	幸区役所道路公園センター整備課長
	中原区役所道路公園センター整備課長
	高津区役所道路公園センター整備課長
	宮前区役所道路公園センター整備課長
	多摩区役所道路公園センター整備課長
	麻生区役所道路公園センター整備課長
	上下水道局総務部庶務課担当課長（危機管理）
	上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当）
	上下水道局下水道部下水道計画課長
	上下水道局下水道部下水道管路課長
	上下水道局下水道部管路保全課長
	上下水道局下水道部施設課長
	上下水道局下水道部施設保全課長
上下水道局南部下水道事務所管理課長	
上下水道局中部下水道事務所管理課長	
上下水道局西部下水道管理事務所長	
上下水道局北部下水道管理事務所長	